

施策：	19	青少年の健全育成	財務コード	01090603-03-546
基本事業：	04	環境浄化活動の推進	担当部	教育部
基本事業の成果指標	少年の検挙・補導人数		担当課	生涯学習課
			担当係	生涯学習・青少年担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成04年度 ~		新規・継続	継続	会計区分		実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
市内の青少年			【体制】青少年指導員55名（各小学校区5名）を委嘱。 （令和5年4月現在53名委嘱済） 【主な活動】 ・定期（2ヶ月に1回）役員・幹事会で、各校区の情報交換と活動の連携を図る。 ・青少年指導員の学習、研鑽を目的に、年1回、研修会を開催。 ・教育講演会（年1回）を実施し、PTAとともに青少年の健全育成の実践につなげる。 ・校区ごとの街頭巡回指導。（各校区月2回） 二日市校区と山口校区は、合同パトロール。 ・夏季（7月）と冬季（12月）に、少年補導員とともに、夜間一斉補導パトロールを実施。（5中学校に区分け）							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			・青少年指導員の学習、研鑽を目的に、年1回、研修会を開催。 ・教育講演会（年1回）を実施し、PTAとともに青少年の健全育成の実践につなげる。 ・校区ごとの街頭巡回指導。（各校区月2回） 二日市校区と山口校区は、合同パトロール。 ・夏季（7月）と冬季（12月）に、少年補導員とともに、夜間一斉補導パトロールを実施。（5中学校に区分け）							
青少年の非行を防止し、健全な保護、育成を図る。										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	03年度 実績	04年度 実績	05年度 当初	06年度 要求	07年度 計画	08年度 計画	目標	
巡回活動数		回	94	87	240	264			264	
問題行動発見件数		件	4	5	5	5			10	
5. コスト										
事業費		計	千円	1,091	1,281	1,487	1,489			
		国	千円	0		0	0			
		県	千円	0		0	0			
		地方債	千円	0		0	0			
		その他	千円	0		0	0			
一般	千円	1,091	1,281	1,487	1,489					
正職員人工数		人工	0.1	0.1	0.1					
正職員人件費		千円	792	773	782					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	1,883	2,054	2,269	1,489				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	定期パトロール以外に、学校等からも要請があるなど、青少年指導員の存在や活動の認知が進んでいる。令和4年度も、新型コロナウイルスにより活動自粛期間があり巡回数は減少している。コロナ禍を経て感染対策に配慮した新たな活動方法を模索するとともに、青少年指導員にしかできない活動を自主的に継続していけるよう支援する。									
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	あり	類似としては、福岡県警察が委嘱している少年補導員（中学校区毎に活動、補導や立入り調査等の権限を持っている）がある。青少年指導員は、市の委嘱で、小学校区毎に見守り活動を行うなど、裾野の広い活動を行い、補導等の権限を持っていないため、巡回パトロールなどでは、少年補導員と連携・協力して活動を行っている。						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	基礎的事務事業	業務推進課題	なし							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
青少年指導員会は、役員と各校区の代表者で構成された役員・幹事会を定期的に開催し、各地域（11小学校区）の現状報告や対策を話し合うなど、積極的に青少年指導活動が行っているため、青少年健全育成、非行防止のため支援を続けていく。										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
平成4年7月、「青少年を非行から守る全国強調月間」に併せて発足し、小学校区を中心に、青少年の健全育成に関する育成事業の推進、各種指導者との連携を図る等、青少年活動の指導を目的とする。						平成23年度に例規の改正を行い、平成24年度から小学校区5人以内（11小学校区に55人以内）体制となった。令和5年度から、任期を1年から2年に変更（4/1～翌々年3/31）				